

☆\*\*\*\*\*☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（ ） DB規約（ ） DC（ ）  
厚年基金（ ） 会計基準（ ） その他（○）

【タイトル】経団連「令和6年度税制改正に関する提言」を公表

☆\*\*\*\*\*☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

2023年9月12日、日本経済団体連合会は、「令和6年度税制改正に関する提言 ―持続的な成長と分配の実現に向けて―」を公表しましたので、ご案内いたします。

企業年金等に関しては、「分厚い中間層の形成に向けた税制」として、主に以下の3点が述べられています。

- ・退職所得控除の見直し
- ・確定拠出年金制度の拡充
- ・特別法人税の廃止

※日本経済団体連合会HP「令和6年度税制改正に関する提言」

《概要》 [https://www.keidanren.or.jp/policy/2023/062\\_gaiyo.pdf](https://www.keidanren.or.jp/policy/2023/062_gaiyo.pdf)

《本文》 [https://www.keidanren.or.jp/policy/2023/062\\_honbun.pdf](https://www.keidanren.or.jp/policy/2023/062_honbun.pdf)

【令和6年度税制改正に関する提言】企業年金等関連部分のみ抜粋

Ⅲ. サステイナブルな経済社会の実現に向けた税制

- > 1. 分厚い中間層の形成に向けた税制
- > (2) 働き方や職業選択に中立的な税制（本文33ページ）

フリーランスや副業・兼業なども含めた働き方の多様化や労働移動の状況などを踏まえ、個人の働き方や職業選択に対して中立的な所得税制が構築されるべきである。

こうした観点から、退職所得控除については、制度変更による個々人のライフプランへの影響や、雇用慣行への影響等に十分留意しながら、見直しを行うべきである。さらに、退職所得控除は、個人型確定拠出年金や企業年金での一時金受け取り時にも適用される。このため、次期年金制度改正も踏まえつつ、私的年金に関する税制も含めた総合的な検討が必要である。

(4) 個人の資産形成への支援 >②企業年金税制 (本文34ページ)

今後、働き方の多様化、公的年金の見直しが見込まれる中で、自助による老後の所得確保を一層後押しするため、確定拠出年金制度を拡充すべきである。具体的には、「骨太方針2023」等で掲げられた、iDeCoの拠出限度額の引上げとあわせて、企業型確定拠出年金の拠出限度額の引上げ、中途引き出し要件の緩和等を行うべきである。

また、退職年金等の積立金に係る特別法人税は、令和7年度末まで課税凍結されているが、国際的にも稀な税であることから、速やかに廃止すべきである。

上記のほか、企業年金税制の今後のあり方については、既存制度の果たす役割や性格、次期公的年金制度改正の方向性、退職所得控除の見直しの議論を十分踏まえつつ、検討すべきである。

令和6年度税制改正については、今後、与党税制調査会で税制改正要望等を審議し、その後取りまとめられる与党税制改正大綱を踏まえて、政府税制改正大綱が閣議決定されるはこびとなります。

\*\*\*\*\*メール配信サービス(年金NEWS・メルマガ)\*\*\*\*\*

運営：日本生命保険相互会社

〒100-8288 東京都千代田区丸の内1-6-6 日本生命丸の内ビル

団体年金部 団体年金コンサルティンググループ

TEL 03-5533-5572

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

\*\*\*\*\*

日本-年基-202309-170-0250-D